

## 目黒区エコプラザ指定管理者制度実施方針について

### 1 本方針の位置づけ

目黒区エコプラザについては、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を目的として、平成18年4月に指定管理者制度を導入し管理運営を行っているところであり、今期の指定期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）が、令和6年3月末で満了する。

本方針は、令和5年4月1日付けで改正された「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき、次期指定管理者候補者の選定に当たって、選定方法・指定手続き等の基本的事項をまとめたものである。

### 2 施設の概要等

#### (1) 設置目的

本施設は、目黒区エコプラザ条例第1条に規定されている「資源及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減に関する普及啓発並びに環境への負荷の低減に関する区民等の自主的活動の支援を行うことにより、地域及び地球の環境保全に資する」ために設置した施設である。

#### (2) 施設の概要（令和6年4月1日以降）

ア 名称：目黒区エコプラザ

イ 所在地：目黒区目黒一丁目25番26号（田道ふれあい館 地下1階）

ウ 開館時間：

情報室	午前9時から午後5時まで
環境学習室	午前9時から午後5時まで
リサイクルショップ	午前10時から午後4時まで

エ 休館日：日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

オ 現行指定管理者：エコライフめぐろ推進協会（以下、「協会」という。）

### 3 選定に関する基本的事項

#### (1) 対象施設（令和6年4月1日以降）

目黒区エコプラザ

鉄筋コンクリート地上3階、地下1階建てのうちの地下1階部分

床面積 398.92㎡（環境学習室 74.51㎡、情報室・事務室 81.01㎡、リサイクルショップ 137.59㎡、その他 105.81㎡）

複合施設共用部分（玄関ホール、廊下、階段、トイレ）

#### (2) 選定方法

公募によらず継続とする。

### (3) 指定期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき指定期間は5年（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。ただし、区有施設の見直しに伴い、指定期間を変更する可能性がある。

※日付は、現在の元号による年月日で表示している。

### (4) 継続の理由

#### ア 「協会」の役割等

「協会」は、ごみの発生抑制やリサイクルを推進するために、区民・事業者・行政の三者の協働を進めていく組織として設立された任意団体である。現在は、環境保全活動全般を対象として、普及啓発や団体支援、ネットワークづくり等を行うことで地球環境保全のために、多消費型のライフスタイルを見直し、環境への負荷を低減する活動を推進し、環境と人間が調和した地域の実現と持続可能な社会の形成に寄与している。

#### イ コーディネーター機能を活用した事業展開

「協会」は、地域の多様な主体と協働して、環境配慮活動を地域に広げるコーディネーターとして、これまで区と連携・協力しながら環境施策への取組を推進してきた。「協会」が運営するスマートライフやエコプラザの指定事業である環境推進員養成講座は、環境問題に関心のある区民等が活動する事業であり、事業の開始にあたっては区と連携しながら事業内容や運営方法を決定した経緯がある。今後、環境活動の拠点としてさらなる機能強化が求められるエコプラザの次期指定期間の運営に関しても、「協会」がこれまでの区との連携や協力関係及びコーディネーター機能を活かすことで、より効果的・効率的な事業展開が期待できる。

#### ウ ノウハウの蓄積を踏まえた環境配慮活動の促進

区では2050年ゼロカーボンシティの実現を表明しており、その達成に向け、区民が自主的かつ積極的に環境負荷を低減する取組を推進することが欠かせない。

「協会」はまさに、環境への負荷を低減する活動を推進することにより持続可能な社会の形成に寄与することを目的として設立された団体である。区がゼロカーボンシティを実現していく上では、「協会」が積み上げてきたノウハウや人脈等をより一層活かしつつ、「協会」が自主事業と「エコプラザ」の指定管理事業とを一体的に展開し、区と緊密に連携・協力しながら、効果的・効率的に地域に環境配慮活動を広げる活動が欠かせない。

#### エ 環境推進員養成講座等を基盤とした事業展開

平成28年度から実施している「環境推進員養成講座」事業は、養成講座修了生に講座の企画運営や会報の編集、目黒区エコプラザ事業のボランティアなどの地域で活動していくために必要な経験や仲間づくりの場を提供し、細やかな相談にのりながら行動の輪を広げる取組を行っており、区民や関係団体等との信頼関係を育てている。この信頼関係を基盤に「環境推進員養成講座」修了生や地域の環境活動団体がそれぞれの活動を広められるように「何でもづくり隊」を初めとした事業を展開しており、他の事業者では困難な、より高い成果が期待できる。

## (5) 評価組織

評価組織として、学識経験者等外部の委員を構成員とした「目黒区エコプラザ指定管理者選定評価委員会」(以下、「選定評価委員会」という。)を設置し、協会の評価(現地視察、事業計画等の書類審査及びヒアリング)を行い、指定管理者候補者を決定する。

## (6) 評価について

継続に当たっては、基本方針に基づき公募の特例として次の①②について総括的な評価を行う。

### ① 指定期間中の運営評価結果の状況(利用者満足度の状況を含む)

令和5年に「目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会」で実施した令和4年度運営評価結果

### ② 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果

#### ア 評価方法

評価に当たっては、評価基準を作成し「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を指定管理者から提出された事業計画書及び収支予算計画書を基に総合的に評価する。評価基準は以下の基準とし、各項目の細目やその他必要な項目については選定評価委員会で設定していく。

#### 【事業の実施に関する事項】

- (ア) 資源及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減に関する知識経験を生かし、目黒区の地域特性や施策を反映しつつ、施設の設置目的を十分に発揮できるものであること。
- (イ) 2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、環境活動拠点としての機能が強化されていること。
- (ウ) 利用者の平等な利用が確保され、かつ、利用者の声を反映する仕組みとなっているものであること。
- (エ) 事業の運営に当たって従事者(再委託業者を含む。)の技術向上や接遇等研修体制が整っているものであること。
- (オ) 地域団体や学校などの教育機関及び区の関係部署とのネットワークに関するビジョンを示すものであること。
- (カ) SNSでの情報発信やオンラインを活用した取組が実現できるものであること。

#### 【運営管理に関する事項】

- (ア) 業務を安定的に遂行する物的・人的能力を有するものであること(施設運営に対する知見、同種業務の実績、経理的処理体制及び必要な資料等の整備状況など)。
- (イ) 施設運営経費の効率化が図られること。
- (ウ) 安全管理が確保されているものであること。
- (エ) 個人情報データを適正に管理できるものであること。

#### 【評価に係る報告書】

- (ア) 次期指定期間中の事業計画
- (イ) 収支予算計画

## (7) 評価結果の取扱い

区長は選定評価委員会の評価結果の報告を受け、継続の適否を決定した上で、指定管理者候補者として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

なお、選定の結果については、評価結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表する。

## 4 指定手続等に関する基本事項

### (1) 管理業務の範囲

目黒区エコプラザ条例で定める管理運営業務を基本とする。

ア 目黒区エコプラザで実施する事業に関すること。

(ア) 環境への負荷の低減に関する講座及び講演会等を実施すること。

(イ) 環境への負荷の低減に関する図書その他の資料を収集し、利用に供すること。

(ウ) 不用物品を再生すること。

(エ) 不用物品の販売又は交換の場を提供すること。

(オ) 環境への負荷の低減に関する活動を行う団体を育成すること。

(カ) エコプラザの施設を利用に供すること。

(キ) その他、区長が必要があると認める事業

イ 目黒区エコプラザの施設運営に関すること及びその他の事項に関することは、「目黒区エコプラザの指定管理者が行う業務の仕様書」に定めるとおり。

### (2) 個人情報の保護

個人情報保護法等に基づき、覚書等により個人情報の保護を図る。併せて指定管理者は個人情報の取扱いに関する規定を作成し、個人情報の保護を図る。

### (3) 利用料金制

採用しない。

### (4) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況を評価するため、指定管理者は毎年度事業報告書を提出するとともに、利用者の満足度等に関するアンケートを実施する。指定管理者から提出された事業報告書及び利用者の満足度等に関するアンケートに基づき、「目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会」で管理運営状況を継続的に評価する。

## 5 今後のスケジュール

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ・選定評価委員会での評価      | 令和5年8月上旬から9月上旬 |
| ・継続の適否の決定         | 9月中旬           |
| ・指定議案提出           | 11月            |
| ・指定管理者の指定、選定結果の公表 | 12月以降          |
| ・協定締結             | 令和6年4月1日       |
| ・管理開始             | 4月1日から         |